

# 一般社団法人入間市シルバー人材センター職群班班長等 手当・費用弁償及び旅費の支給に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人入間市シルバー人材センターの職群班班長等の手当及び費用弁償の支給に関する必要事項を定めることを目的とする。

## （職群班班長等の範囲）

第2条 この規程において手当を支給する範囲は、次のとおりとする。

（1）職群班班長及び副班長

## （手当の支給額）

第3条 職群班班長等手当の金額、支払区分等は源泉徴収税額を控除後に別表のとおりとする。

## （職群班長・副班長手当の対象）

第4条 職群班班長・副班長手当は、職群班規程第7条（職群班班長、職群班副班長の所掌事項）記載業務を遂行するために支給される。

## （手当の支給方法）

第5条 手当の支給は、毎月支給する。

## （費用弁償）

第6条 職群班班長等が職務に関連し、理事長の指示により会議・研修会等に出席した場合は、費用弁償として 1日（1回）1,000円を源泉徴収税額控除後に支給する。

## （出張旅費）

第7条 職群班班長等が職務に関連し、理事長の指示により出張した時は旅費を支給する。

2. 旅費の金額、支払方法は、「職員等の旅費に関する規程」に準じる。

## （委任）

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 2年 10月 22日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

別表、職群班班長等の手当の額は、令和5年9月28日から施行し、令和5年度から適用する。

附 則

この改正、第5条の規定は、令和5年9月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 表（第3条関係）職群班班長等手当の額

職 名	支払区分	金 額	備 考
職 群 班 班 長	月 額	1, 500円	
職 群 班 副 班 長	月 額	1, 000円	